

《利用上のルール》

【各施設共通事項】

- ・「利用承認書兼領収書」は利用時に必ず携帯してください。なお、他の者への譲渡・転貸はできません。
- ・利用後は清掃し、ペットボトルや紙くず等は持ち帰ってください。
- ・施設、道具等を損傷しないよう利用してください。万一損傷した場合は、速やかに総合体育館まで届け出てください。
- ・施設内及び敷地内は禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。

【総合体育館】

- ・室内履きで利用してください。ただし武道やダンス等の素足で利用する種目は除きます。

【テニスコート】

- ・利用後は時間内に必ずブラシをかけ、ラインを出してください。

【野球場・サッカー場】

- ・降雨後等でグラウンド面が軟弱の場合は使用しないでください
- ・ラインカーに残った石灰は「石灰入」の箱に戻してください。
- ・利用後はトンボで整地してください。

【河川敷公園】

- ・車止めの開錠は午前7時ですが、施錠時間は季節により異なります。駐車場内の看板をご覧ください。施錠時間前に必ず出てください。
- ・スロープ部分には駐車しないでください。

【流域下水道処理場広場】

- ・開場時間は午前8時45分から午後9時15分までです。開場時間以外は施錠しますので、施錠時間前に出てください（駐車場は午前8時40分開錠、午後9時20分施錠）。

【少年野球場兼ソフトボール場】

- ・天井ネットは使用する際に上げ、使用後は下げてください。
- ・外野フェンスを所定の位置にセットして使用してください。
- ・金属製のスパイクシューズでは、園路に立ち入らないでください。
- ・利用後は、内野部分をトンボ等で整地してください。

【利用料の還付】

予約のキャンセルや雨等のために施設を利用せず利用料の還付を申請する場合は、利用者カードと利用承認書兼領収書を持って総合体育館までおいでください（申請者でなくても結構です）。

○総合体育館

- ・災害または公益上の理由で管理者が利用の承認を取り消すとき等 全額還付
- ・利用日の30日前までに申請したとき（5月1日利用の場合は4月1日まで） 全額還付
- ・利用日の15日前までに申請したとき（5月1日利用の場合は4月16日まで） 半額還付

○テニスコート、野球場、サッカー場

- ・都合還付（利用日の5日前までに申請したとき、4月18日利用の場合は4月13日まで） 全額還付
- ・雨天還付（利用日を含め14日以内に申請する、4月5日利用の場合は4月18日まで） 全額還付

※支払い・還付の受付は午前9時から午後8時までです。